

65歳以上の第9期介護保険料（年額）

市では、3年ごとに行われる介護保険制度の改正に伴い、「第9期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。介護保険制度の改正は、4月から順次実施されます。

保険給付にかかる費用が増加する一方、保険料を納める40歳以上の人口減少により、第1号被保険者の保険料の基準額が増額変更となりましたが、所得の低い方への配慮として、所得段階の第1段階～第3段階の保険料軽減措置を継続していきます。

表：2024（令和6）年度～2026（令和8）年度における横手市の介護保険料

所得段階	対象者		2024～2026年度 保険料年額(保険料割合)
第1段階	本人が住民税非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	22,900円 (0.455→0.285に軽減)
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	39,100円 (0.685→0.485に軽減)
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	55,200円 (0.690→0.685に軽減)
第4段階	本人が住民税課税世帯	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	72,600円 (0.9)
第5段階 (基準段階)		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	80,700円 基準額 (1.0)
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	96,800円 (1.2)
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	104,900円 (1.3)
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	121,000円 (1.5)
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	137,100円 (1.7)
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	153,300円 (1.9)
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	169,400円 (2.1)
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	185,600円 (2.3)
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	193,600円 (2.4)

※本表における合計所得金額は、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額をいう。また、「課税年金収入等」は、前述の「合計所得金額」から課税年金収入に係る所得を控除した額に課税年金収入額を加えた額をいう。